

◎北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文

(略称) 米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の

更新取極

昭和五十二年 四月二十七日 東京で
昭和五十二年 四月二十七日 効力発生
昭和五十二年 五月二十四日 告示

(外務省告示第一〇三号)

目次

ページ

米国側書簡	一三二
協定の更新	一三一
日本側書簡	一三二

(北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文)

(米国側書簡)

訳文

拝啓

本官は、千九百七十五年五月二日に東京で署名された北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に関し、同協定の規定が千九百七十八年三月三十一日まで適用されるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わつて提案いたします。

本官は、更に、前記の提案が日本国政府にとつて受諾し得るものであるときは、この書簡及び受諾を表明する貴官の返簡が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことを提案いたします。

敬具

千九百七十七年四月二十七日に東京で

日本国駐在アメリカ合衆国公使

ジャック・B・バットン

日本国外務省

経済局長 本野盛幸殿

米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

(U.S. Note)

Tokyo, April 27, 1977

Sir,

With reference to the Agreement between the United States of America and Japan concerning an International Observer Scheme for Whaling Operations from Land Stations in the North Pacific Ocean, signed at Tokyo on May 2, 1975, I wish to propose on behalf of the Government of the United States of America that the provisions of the Agreement shall be applied until March 31, 1978.

I also wish to propose that if the said proposal is acceptable to the Government of Japan, the present note and your note in reply indicating such acceptance shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments, which will enter into force on the date of your reply.

Yours sincerely,

(Signed) Jack B. Button
Minister-Counselor for
Economic and Commercial Affairs
Embassy of the United States of
America in Japan

His Excellency
Moriyuki Morono
Director-General of
the Economic Affairs Bureau
Ministry of Foreign Affairs

(日本側書簡)

拝啓

本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認いたします。

(米國側書簡)

本官は、日本國政府がアメリカ合衆國政府の前記の提案を受諾したこと並びに貴官の書簡及びこの返簡がこの返簡の日付の日に効力を生ずる兩政府間の合意を構成するものとみなすことに同意することを貴官に通報いたします。

敬具

千九百七十七年四月二十七日に東京で

日本國外務省

經濟局長 本野盛幸

日本國駐在アメリカ合衆國公使

ジャック・B・バットン殿

(参 考)

この取極は、一九七五年五月二日付けの日本国とアメリカ合衆国との間の北太平洋捕鯨国際監視員制度協定（昭和五十年二国間条約集参照）を一九七八年三月三十一日まで更新したものである。

米 国 と の 北 太 平 洋 捕 鯨 国 際 監 視 員 制 度 協 定 の 更 新 取 極